

「職員の提案による事務事業の見直し」提案事例概要資料④

提案件名		中央公園駐車場の有料化
対象事業名		公園の維持管理事業
関連課		水と緑と公園課、文化スポーツ課
提案内容	提案の着想・着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保 ・適正な受益者負担 ・省力化・執行上の工夫
	提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園の第一駐車場について、駐車場の利用を有料とする。 ・駐車場の利用者は、施設の一定空間を占有し、その駐車場の整備及び管理にはコストが必要であることなど特定の受益がある。そのため、「小平市公共施設等の有効活用に関する方針」（平成19年9月）において、公共施設の駐車場については、有料化に関する検討を進める方向性が示されており、特に中央公園駐車場については、具体的に取り組む事項となっている。
関連課意見	提案導入の可能性	<p>条件が整えば実施できる</p> <p>【水と緑と公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小平市公共施設等の有効活用に関する方針」（平成19年9月）において、各施設の駐車場の有料化について市施設駐車場の有料化について検討を進める方向性が示されたことを受け、平成26年度に中央公園駐車場有料化の検討を行い、各手法の検討の際に駐車場運営事業者に土地を貸し付ける形態での実施について参考資料となる見積書の作成を打診したが、利用料金との兼ね合いから事業として成立しないとの回答を受けた経緯がある。そのため、改めて、市施設駐車場の有料化について、どの施設をどのように事業化するのか、どの施設から実施するのかを検討したうえで、中央公園駐車場の有料化を再検討したい。 ・週末は早い時間に満車となっており、公園内施設利用者外の長時間駐車を疑う利用もあることから、これを排除するために駐車場の有料化は有効な手法であるが、利用料金については前回検討時に引き続き、公園内施設利用者への負担軽減のために低く抑えることが望ましく、障がい者利用に関する減免規定を盛り込むことも必須である。基本となる料金体系としては、公園利用者と運動施設利用者との公平性を確保することから運動施設利用者への優遇は設定しないものの、公園内施設利用者の負担を抑えるため、短時間の利用においては安価な設定の一律料金制とし、公園内施設利用者外による長時間駐車を排除するために、長時間の利用においては外部駐車場に対して割高となる変則的な設定とすることが最も有効であると考えます。 ・また、より効率的な運用を行うためには規模の拡大も重要な観点となることから、駐車台数を増やすための駐車場の拡張工事についても検討する必要がある。 <p>【文化スポーツ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の整備は、立地上たかの台駅近くにあることから、有料化していく必要があると認識している。体育館や公園利用者以外も多数駐車している状況にあり、本来必要な人が駐車できないことも確認している。

	提案導入にあたっての現状における課題等	<p>【水と緑と公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 週末は早い時間に満車となっていることから、より効率的な運営を行うために駐車区画を増やす駐車場拡張整備費用と、直営方式とした場合の管理・運営に関する入退場ゲート等の機器の長期リース契約費用及び保守管理業務委託費用の確保。 駐車場有料化の導入に係る小平市公園条例の改正。 <p>【文化スポーツ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場を所管する水と緑と公園課や指定管理者との調整が必要になり、体育館だけでなく公園等、施設利用者へ周知する必要がある。 駐車台数を増やしてほしいとの要望もあるため、立体駐車場化が可能か等検討を要する。 									
	備考（関連法令等）	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法、都市公園法施行令 小平市立公園条例・小平市立公園条例施行規則 小平市公共施設等の有効活用に関する方針 									
事業概要（平成29年度決算）	事業開始年度	—		実施の形態	委託						
	実施の根拠	法（義務あり）		主体の多様性	市のみ実施						
	目的	市立公園を適正に維持管理することにより、公園利用者の安全を確保するとともに、公園の美観を図ることを目的とする。									
	対象	市内の都市計画公園（36公園）及びその他の条例公園（277公園）			対象数	313公園					
	平成29年度の事業内容	市立公園313公園について清掃等の維持管理を行った。なお、平成29年度においては、樹木剪定は130公園、施設等の修繕は120公園で実施した。									
	財務内容	年度	27年度		28年度		29年度		30年度予算（事業費のみ）		
		総コスト（千円）	278,080		280,128		328,976		—		
		経費	事業費	259,917		261,670		310,246		233,398	
			人件費	18,163		18,458		18,730		—	
		財源	国都支出金	0		0		9,230		(1,443)	
その他			9,685		13,482		51,880		(27,720)		
一般財源	268,394		266,646		267,865		(204,235)				
職員・再任用（人）	2.50	0.00	2.50	0.00	2.50	0.00	—	—			
活動指標	年度	27年度		28年度		29年度					
	市立公園数（公園）	目標値	298		304		307				
		実績値	304		307		313				

■中央公園施設概要

- ・昭和 55 年度から昭和 60 年度まで施設整備が行われ、総合体育館、野球場、400mトラック、テニスコートなどの体育施設を有する運動公園。
- ・壁泉、ジャブジャブ池、噴水池等の修景施設、また木製の複合遊具を中心とした広場がある。
- ・西武国分寺線鷹の台駅徒歩 1 分。
- ・駐車場は、総合体育館前面にある第一駐車場（68 台）と、少し離れた位置に第二駐車場（47 台）がある。

■市民総合体育館施設概要（「小平市公共施設データ集（平成 30 年 3 月）」より）

開設年度	昭和 59 年（1984 年）
土地面積	74, 125. 58 m ² （市有地、中央公園全体）
施設	鉄筋コンクリート造、一部重量鉄骨造 地上 4 階 （体育室、事務室、トレーニング室、屋内プール、弓道場等）
経過年数	34 年経過
管理棟目標耐用年数	60 年（2043 年） ※管理棟建替えコスト：4, 176, 500 千円

■小平市公共施設等の有効活用に関する方針（平成 19 年 9 月）

- ・平成 19 年 9 月に策定し、既存の公共施設の有効活用に関する方針を示した。
- ・多額の税金を投入して建設し、管理運営されている施設は市民共有の財産であり、その投資に対して十分な活用がなされる必要があることから、その有効活用の方針を示したものである。
- ・活用方針の策定にあたり、市は平成 17 年度に「小平市公共施設等市民会議」を設置し、施設を実際に利用されている人、利用したくても利用する機会がなかった人など、様々な立場の方々に集まっていただき、市民意見を踏まえて策定した。
- ・既存施設の有効活用の観点から、いくつかの方針を示したうち、「駐車場の有効活用」として、公共施設の駐車場について、利用者の適正化、利用者負担の適正化、資産としての有効活用の観点から、有料化に関する検討を進める方針を示している。
- ・駅至近のルネこだいら西側駐車場、中央公園駐車場の有料化の検討、その他の公共施設の駐車場の有料化における課題整理を、具体的取組として示している。

《「小平市公共施設等の有効活用に関する方針（平成 19 年 9 月）」抜粋》

(8) 駐車場の有効活用

【方向性】

公共施設の駐車場については、利用者の適正化、利用者負担の適正化、資産としての有効活用などの観点から、有料化に関する検討を進めます。

■具体的取組

- ・駅至近のルネこだいら西側駐車場、中央公園駐車場の有料化を検討する。
- ・その他の公共施設の駐車場の有料化における課題整理を行う。

■中央公園駐車場有料化に係る平成 26 年度検討当時の検討条件・検討結果

- ・ 駐車場運営事業者との調整において、60 分以内は無料、中央公園で開催されるグリーンフェスティバルや環境フェスティバル等のイベントで駐車場部分も会場として使用するため、一年に何日かは使用不可になることがある等の条件を提示したところ、事業として成立しない旨の回答を受けた。
- ・ また、当時、平成 27 年度から公園内の体育施設の一部に指定管理者制度を導入する方針が示されており、指定管理に駐車場の管理を含めるかどうかについて検討する中で、有料化は行わずに現状のままとする方針とした。

■市内公共施設駐車場の有料化等の状況

- ・ ルネこだいら西側駐車場は、「小平市公共施設等の有効活用に関する方針」に基づき、民間事業者に土地を貸し付け、駐車場運営を実施している。

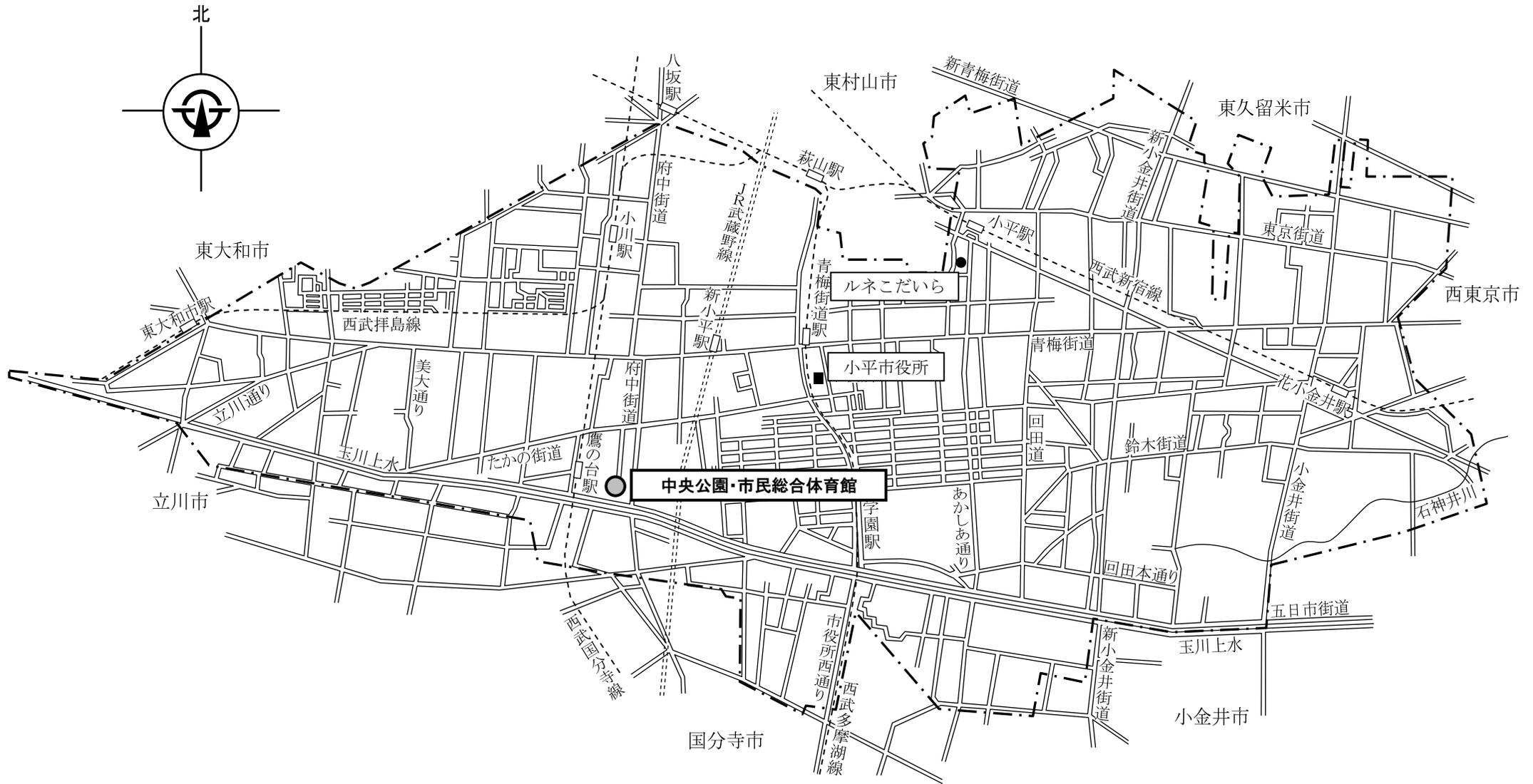
■中央公園の管理状況

- ・ 小平市立中央公園総合管理業務委託 11,157,176 円
平日及び土・日・祝日 午前 8 時～午後 10 時 15 分 (1 名以上 体育施設を除く全域)
土・日・祝日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (1 名以上 駐車場)

■市民総合体育館の管理・運営状況

- ・ 平成 27 年度より指定管理者制度を導入
指定管理者：小平市民総合体育館共同事業体
指定期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

中央公園・市民総合体育館案内図



中央公園平面図 1:500

小平市津田町1丁目1番

西武国分寺線 鷹の台駅

児童公園

展望所

壁泉

じゃぶじゃぶ池

噴水池

運動広場

第一駐車場

市民総合体育館

テニスコート

児童公園

第二駐車場

